

建築の際に道路後退をされた建築主のみなさまへ

道路後退部分は道路形態での 維持管理をお願いします

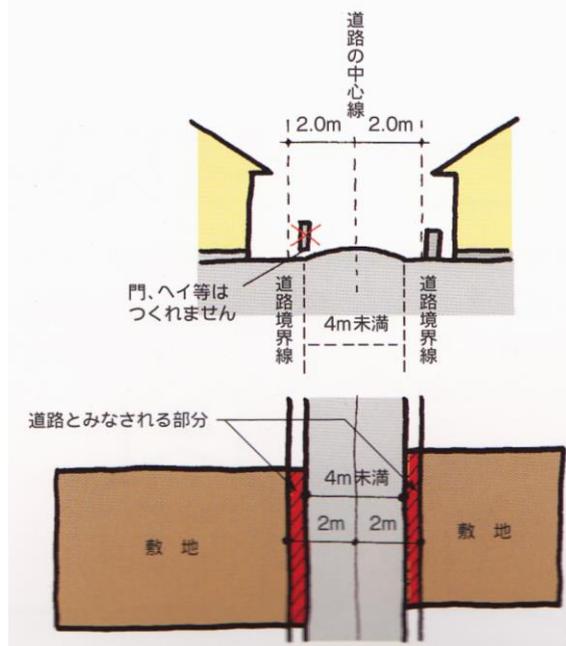
建築基準法では、幅員4m未満の道路に接して建築物を建築する場合には、原則として建築物の敷地は道路の中心から2m後退し、後退部分を道路とみなすこととなっています。（建築基準法第42条第2項）

この後退部分は、土地所有者の所有権は残りますが、建築物を建築したり門・塀等を造ることはできません。（建築安全課）

道路後退部分を分筆し、市に寄付採納いただければ、市でその部分の整備を行います。この際、自己用住宅の敷地の後退には、分筆費用の報償金制度（限度額18万円）がありますので、ご利用ください。（報償金の制度には条件がありますので、詳しくは建設管理課にお問い合わせください。）

また、後退部分に課税されている固定資産税・都市計画税については、所有者からの申告により非課税となる場合があります。非課税とすることができるのは、通行の妨げとなる物が置かれておらず、公衆用道路と同じように利用されている場合に限りです。（資産税課）

大規模な地震の危険が指摘される中、救急・消防活動や避難に必要な道路の確保が必要です。生活道路の整備・維持管理にご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ先】

上尾市

建築安全課 048-775-8490

建設管理課 048-775-8597

資産税課 048-775-5133